

介護事業所の指定申請や加算届出は 「電子申請届出システム」でペーパーレス化！ ぜひご活用ください

介護サービスの指定や加算届出などの報酬請求に関する申請届出が、ペーパーレスでできるようになりました。厚生労働省が新しいシステムの運用を開始したことに伴うものです。

- **みなさまの負担を軽減！**
- **登記情報提供サービス（法務省）とキャッシュレス決済（神戸市）を併用すると、書類の郵送も持参も不要**

URLはこちら

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ✓ 複数の申請届出をこのシステム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出に利用できます
（申請届出の件数分だけ紙コピーを用意する必要がありません）
- ✓ 時間の効率化によりサービスの質の向上にもつながります

URLはこちら（デジタル庁）

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

準備すること

- ✓ システムの利用には、**GビズID（プライムかメンバー）**が必要です
- ✓ GビズIDの取得は**2週間ほど**かかります

●このシステムで受付できる申請・届出の種類※1

新規指定申請

変更届出

更新申請

その他申請
届出※2

加算に関する
届出

他法制度に
基づく申請届出

様式・付表の
Web入力ができます！

添付書類も一緒に提出
することができます！

障害者総合支援法に基づく
申請届出も可能です！

※1：このシステムより実際に受け付ける申請・届出の種類について一部制約があります。

例：「処遇改善計画書・実績報告書」はe-KOBEを利用してください。

※2：「その他申請届出」とは、再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出などのことです。